

表 6

鬼志別簡易水道・鬼志別系統

番号	項 目	基 準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	検査頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	-	-	4回/年	4	法令改正のため（令和4年度まで）
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.22	0.28	0.21	0.28		○	1回/3年	12	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02	0.03	<0.02	0.03		○	1回/3年	1	安全確認のため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	安全確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	0.10	0.11	0.11	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001	0.002	<0.001	0.002	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.002	0.003	0.002	0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.003	<0.001	0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	0.002	<0.001	0.002	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001	0.001	<0.001	0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基30	プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.06	0.10	0.04	0.10			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	性状確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	性状確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13.2	14.7	13.2	14.7		○	1回/3年	1	性状確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	性状確認のため
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	16.8	18.8	18.7	18.8	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	18.1	18.7	17.1	18.7		○	1回/3年	1	性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	76	88	74	88	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3	性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		3	性状確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	1回/3年	1	性状確認のため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	性状確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	1.3	1.8	1.1	1.8	-	-	1回/月	12	
基47	pH値	5.8~8.6	7.0~7.6	7.4~7.7	7.3~7.5	7.0~7.7	-	-	1回/月	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基50	色度	5度以下	2	3	1	3	-	-	1回/月	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	1回/月	12	

4-V 毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること

表 7

鬼志別簡易水道・小石系統

番号	項 目	基 準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	検査頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	4	0	0	4	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	-	-	4回/年	4	法令改正のため（令和4年度まで）
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.22	0.25	0.28	0.28		○	1回/3年	12	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.02	0.02	<0.02	0.02		○	1回/3年	1	安全確認のため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	安全確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.17	0.12	0.20	0.20	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.012	0.004	0.003	0.012	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.012	0.006	0.004	0.012	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.002	0.002	0.002	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.016	0.007	0.007	0.016	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.011	0.005	0.003	0.011	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004	0.003	0.003	0.004	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.002	<0.002	0.007	0.007		○	1回/3年	1	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	性状確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	性状確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.002	0.003	0.006	0.006		○	1回/3年	1	性状確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14.1	14.1	12.3	14.1		○	1回/3年	1	性状確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	性状確認のため
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	14.4	16.5	16.9	16.9	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	20	15.3	17.9	20		○	1回/3年	1	性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	74	71	81	81	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3	性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3	性状確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	1回/3年	1	性状確認のため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	性状確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	1.5	1.6	1.5	1.6	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基47	pH値	5.8～8.6	7.1～7.5	7.2～7.6	7.1～7.4	7.1～7.6	-	-	1回/月	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基50	色度	5度以下	3	4	5	5	-	-	1回/月	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	1回/月	12	

4-V 毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること

表 8

浜意志別簡易水道・豊里系統

番号	項 目	基 準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	検査頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	-	-	4回/年	4	法令改正のため（令和4年度まで）
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.30	0.33	0.26	0.33		○	1回/3年	12	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.04	0.06	<0.02	0.06		○	1回/3年	1	安全確認のため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	安全確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.09	0.08	0.10	0.10	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004	0.004	0.002	0.004	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004	0.004	0.003	0.004	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.002	0.002	0.002	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.010	0.010	0.007	0.010	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003	0.003	0.003	0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004	0.004	0.003	0.004	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.012	0.017	0.018	0.018		○	1回/3年	1	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.14	0.03	0.02	0.14			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	性状確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.002	0.003	0.003	0.003		○	1回/3年	1	性状確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13.7	16.1	12.7	16.1		○	1回/3年	1	性状確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	性状確認のため
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	15.9	16.9	18.7	18.7	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	20.9	21.4	21.0	21.4		○	1回/3年	1	性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	70	90	79	90	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3	性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3	性状確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	1回/3年	1	性状確認のため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	性状確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.8	0.9	0.8	0.9	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基47	pH値	5.8~8.6	7.0~7.4	7.0~7.4	6.9~7.5	6.9~7.5	-	-	1回/月	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基50	色度	5度以下	<1	1	1	1	-	-	1回/月	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	1回/月	12	

4-V 毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること

表 9

浜猿払簡易水道・狩別系統

番号	項目	基準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	検査頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	-	-	4回/年	4	法令改正のため（令和4年度まで）
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.46	0.38	0.48	0.48		○	1回/3年	12	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.05	0.05	0.02	0.05		○	1回/3年	1	安全確認のため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	安全確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.21	0.33	0.30	0.33	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.038	0.043	0.035	0.043	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.017	0.018	0.012	0.018	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.004	0.002	0.003	0.004	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	0.001	<0.001	0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.052	0.056	0.053	0.056	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.029	0.030	0.029	0.030	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.012	0.011	0.015	0.015	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.004	0.003	0.004	0.004		○	1回/3年	1	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.06	0.10	0.10	0.10			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.05	0.08	0.07	0.08			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.011	0.005	0.009	0.011		○	1回/3年	1	性状確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14.3	14.8	13.1	14.8		○	1回/3年	1	性状確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	0.001	0.001	0.001		○	1回/3年	1	性状確認のため
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	17.6	18.9	18.4	18.9	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	16.7	14.9	16.0	16.7		○	1回/3年	1	性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	74	87	78	87	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3	性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3	性状確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	1回/3年	1	性状確認のため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	性状確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	1.8	2.2	1.7	2.2	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基47	pH値	5.8~8.6	6.8~7.3	7.0~7.4	6.9~7.2	6.8~7.4	-	-	1回/月	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基50	色度	5度以下	5	5	3	5	-	-	1回/月	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	1回/月	12	

4-V 毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること

表 10

浅茅野簡易水道・成田の沢系統

番号	項目	基準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	検査頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	-	-	4回/年	4	法令改正のため（令和4年度まで）
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.39	0.41	0.38	0.41		○	1回/3年	12	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	安全確認のため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	安全確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.24	0.18	0.21	0.24	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.02	0.017	0.009	0.017	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.015	0.010	0.008	0.015	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	0.001	0.001	0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.028	0.024	0.015	0.028	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.015	0.013	0.010	0.015	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.007	0.006	0.005	0.007	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基30	プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.002	0.004	<0.002	0.004		○	1回/3年	1	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.04	0.03	0.07	0.07			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.05	0.06	0.04	0.06	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.008	0.021	0.009	0.021		○	1回/3年	1	性状確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	10.8	10.6	10.8	10.8		○	1回/3年	1	性状確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	0.002	<0.001	0.002		○	1回/3年	1	性状確認のため
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	14.1	16.6	18.0	18.0	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	33	27.6	25.4	33	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	91	84	78	91	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因蒸類発生 時期に月に1 回以上	3	性状確認のため
基43	2-メチルインボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		3	性状確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	性状確認のため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	性状確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	2.4	2.2	2.1	2.4	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基47	pH値	5.8~8.6	7.2~7.6	7.3~7.6	7.2~7.6	7.2~7.6	-	-	1回/月	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基50	色度	5度以下	4	5	4	5	-	-	1回/月	12	
基51	濁度	2度以下	0.2	<0.1	<0.1	0.2	-	-	1回/月	12	

4-V 毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること

表 1 1

浅茅野簡易水道・ポンプ場系統

番号	項目	基準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	検査頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	1	0	0	1	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	-	-	4回/年	4	法令改正のため（令和4年度まで）
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.23	0.17	0.16	0.23		○	1回/3年	12	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	安全確認のため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	安全確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	0.07	0.11	0.11	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.002	0.002	0.002	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.004	0.003	0.003	0.004	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基30	プロモホルム	0.09mg/l以下	0.002	0.001	0.001	0.002	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	4回/年	4	検査回数の減不可
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.013	0.015	0.011	0.015		○	1回/3年	1	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	性状確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.04	0.02	0.02	0.04		○	1回/3年	1	性状確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.011	0.013	0.009	0.013		○	1回/3年	1	性状確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14.8	15.2	15.3	15.3		○	1回/3年	1	性状確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	性状確認のため
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	18.7	19.2	19.4	19.4	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	31.8	34.6	34.6	34.6	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	139	147	140	147			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1	性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1	性状確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	性状確認のため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	性状確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.6	0.4	0.4	0.6	-	-	1回/月	12	検査回数の減不可
基47	pH値	5.8<8.6	6.4~6.9	6.5~6.9	6.4~6.9	6.4~6.9	-	-	1回/月	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	1回/月	12	
基50	色度	5度以下	1	<1	1	1	-	-	1回/月	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	1回/月	12	

4-V 毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること